

政令第 号

建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

建築士法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年六月二十五日とする。

理由

建築士法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。